

## 令和7年度 第2回 埼玉県少子化対策協議会議事録

日時:令和7年10月22日

14:00~15:30

方法:Teams

### 1 開会

### 2 挨拶

こども政策局長の尾崎でございます。

本日はお忙しいところ、令和7年度第1回埼玉県少子化対策協議会に御出席を賜りましてありがとうございます。

また、日頃より本県の少子化対策や子育て支援施策にご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

さて、こども基本法やこども大綱では、こども、若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴いて政策に反映することとされております。

県では昨年度より実施している、「さいたまけん★こどものこえ」に加えまして、こどもが県政に対して意見を述べることができます「埼玉県こども会議」、こどもたちがいつでもどこからでも自由に意見を投稿できる「埼玉県こども意見箱」を始めたところです。

本日の会議では、これら県の事業を紹介させていただくとともに、ともに社会を作るパートナーであるこどもたちの意見に耳を傾け、今後の取組に生かすものとして参考にしていただきますと幸いです。

その他、県が行う子ども・子育て支援事業や基本方針の改正等について、説明や情報共有をさせていただきます。

本日の機会を通じて、市町村の皆様と課題意識を共有し、今後の県民サービスの一層の向上に努めていきたいと考えております。

また、市町村の皆様におかれましても、府内での情報共有などにより、よりよい施策の検討や実施を進めていただきますと幸いです。

本日の協議会におきましても、市町村の皆様から積極的に御意見や御質問をいただければと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 議題

#### 議題(1)「埼玉県こども会議」について、議題(2)「埼玉県こども意見箱」について

#### こども政策課 政策推進担当 関根主幹から説明

「埼玉県こども会議」、「埼玉県こども意見箱」は、こども基本法等によりまして義務づけられました、こども施策の策定、実施、評価にあたり、施策の当事者であるこどもたちの意見を聴くための取組として、今年度から新たに開始した県の取組です。

各市町村におかれましても、こどもの意見を聴く取組を実施していただけるよう、県の取組を参考に御説明させていただくというになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1を御覧ください。

埼玉県こども会議についてです。

事業の説明をする前に、埼玉県こども会議につきましては、委員の募集に当たり、市町村の教育委員会等をはじめ、様々な部署に募集チラシ等の配布を御協力いただきました。

誠にありがとうございました。

この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

それでは資料に基づき、事業の概要について御説明をさせていただきます。

冒頭にも申し上げましたとおり、「こども基本法」等により求められている、「こども等の意見反映」のために、小学生から高校生相当年齢のこどもたちが県政に対して意見を述べる会議として、「埼玉

「県こども会議」を令和 7 年度より開始したものです。

会議の委員となるこどもたちを募集し、こどもたちから意見を聴くテーマを庁内で募集をしまして、グループごとにこどもたちに意見交換をしていただきながら、テーマについて考えていただいております。

3 回の会議で意見をまとめた後に、グループごとに知事へ意見を発表していただく予定です。

会議で出た意見や発表の内容を施策作りに生かすとともに、意見の反映状況を県のホームページなどで公表していく予定です。

2 ページ目を御覧ください。

令和 7 年度のスケジュールについては、資料に記載したとおりです。

本事業は業務委託契約を締結しております、会議の運営や進行、また、ここが非常に大事なものと思っておりますが、こどもたちが意見を言いやすいような、環境づくりですとか、そういったことをしていただきますファシリテーターの配置など、委託をしています。

会議はこどもたちが参加しやすいように、原則土曜日の午後や長期休暇中に開催することとしておりまして、会場参加、またはオンラインの参加というハイブリッド方式で開催をしています。

会議委員についてです。

対象となるこどもは県内に在住または在学し、応募時点において小学生から高校生相当年齢に該当する方です。委員の任期は年度末までとしています。

1 か月程度の募集期間で、先ほども皆様にご協力いただいたことを御礼申し上げたとおり、期間中に県公式 SNS や、各市町村教育委員会等を通じて各学校にチラシデータの送付をするなどして、募集の周知をさせていただきました。

定員 20 名程度のところに 170 名の応募がございまして、抽選の結果、28 名の方に委員として就任をいただいております。

資料の 3 ページ目を御覧ください。

庁内でこどもたちから意見を聴きたい県の施策を募集しまして、今年度のこども会議につきましては、こちらの資料にあるとおり、「県のこども向けの広報について」、「学校部活動の地域クラブ活動への移行について」、「ペットの終生飼養について～家族として最後まで一緒に過ごすには～」という 3 つのテーマで議論をしていただいているところです。

また、グループにつきまして、委員の年代ごとにグループ分けをしまして、意見交換しやすいようにしています。

場の雰囲気づくりや様々な個性を持つこどもたちの意見を引き出すために、ファシリテーターに場を作っていただきまして、会議を進めているところです。

また、会議には我々事務局であるこども政策課だけではなくて、テーマを設定した課も出席し、様々なこどもたちからの意見を反映できないかと、テーマを設定した課も含めて一緒に検討しているところです。

資料の 1-2 を御覧ください。

今年度の 4 月にこども会議等実施状況に係る調査ということで実施をさせていただいたものです。取りまとめの結果につきましてはすでに共有させていただいておりますので、後程、共有している原本の資料を御確認いただければと思います。

昨年度こども会議等を実施したと回答された市町村の数は 30 でしたが、令和 7 年度に実施予定と回答いただいた市町村は 27 となっています。

議題に関して事前にいただいた質問について回答させていただきます。

越谷市より、「設置根拠として条例を制定しておりますか」という御質問いただきましたが、特に条例等の制定はしておりません。

## 議題(2)「埼玉県こども意見箱」について

### こども政策課 政策推進担当 関根主幹から説明

資料 2 を御覧ください。

事業の概要についてです。

趣旨としましては先ほどのこども会議と同じように、「こども等の意見の反映」のためということです、今年の令和 7 年 7 月に、この「埼玉県こども意見箱」を開設したものです。

こちらは電子申請・届出サービスを用いて、施策の当事者であるこどもたちがいつでもどこからでも自由に意見を投稿できる仕組みとしています。

先ほど説明した「埼玉県こども会議」や、昨年度から県で実施しているWebアンケートシステムの「さいたまけん★こどものこえ」は、意見を募集するテーマを県が提示しているのに対し、こちらのこども意見箱はこどもたちが自由な意見を投稿できることとしています。

こどもたちからの意見は府内の各担当課で共有し、施策への反映について検討しています。

また、今後主な意見なども県のホームページでも公表させていただく予定です。

次のページを御覧ください。

こどもたちからいただいた意見は身の回りのことから、行政の施策についてなど様々なものですが、主な意見として資料にも記載をさせていただきました。

開設した7月から9月末までの間に297件の意見をいただいたところです。

意見が、市町村の業務の所管である場合には、県の府内の担当課から意見の共有を市町村にさせていただく場合もあるかと思いますので、御承知おきいただければと存じます。

県ではこれまで説明申し上げましたとおり、「埼玉県こども会議」、「埼玉県こども意見箱」、Webアンケートシステムを使った「さいたまけん★こどものこえ」など、様々なこどもたちから意見を聞く取組を実施しています。

こどもたちから意見を聞く手段は、会議のように直接意見を聞く方法から、Webアンケートのように一度にたくさんのかどもたちから意見を聞く方法、また意見箱のように自由な内容を伝える方法など、様々な手法がございます。

それぞれの手法に特徴がございますため、県としては、このように様々な方法を設定いたしまして、こどもたちからの意見を聴いているところです。

各市町村におかれましても、こうした県の取組などを参考にしていただきながら、こども等からの意見の反映の取組について、実施していただき、より充実していただければ幸いです。

### 議題(3)子育て支援パスポート事業について

#### こども政策課 こどもまんなか担当 家田主幹から説明

子育て支援パスポート事業について御説明します。

パパ・ママ応援ショップ事業についてです。

パパ・ママ応援ショップとは、18歳に達して次の年度末を迎えるまでのお子様、または妊娠中の方がいる家庭に配布しております、パパ・ママ応援ショップ優待カード、こちらを協賛店で提示いたしますと、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度です。

令和4年12月からは、パパ・ママ応援ショップカードをLINEでも表示できるようにいたしまして、現在約62万人の方がLINE版パパ・ママ応援ショップカードを取得しております。

令和7年8月末現在のパパ・ママ応援ショップ、赤ちゃんの駅、ママ・パパ・リフレッシュ、多子世帯応援ショップを含めました子育てパスポート事業の協賛店舗数は22,129店舗となっています。以前行いました、協賛店舗とか子育て家庭を対象とした実態調査によりますと、協賛によるメリットとして、お客様からよかったです、嬉しいなどの声があったこと、また、店舗のイメージアップに繋がるとの声を協賛店舗様からいただいております。

市町村の皆様にお願いしたいことでございますが、この調査では子育て家庭の皆様からの主な意見要望をいたしまして、協賛店舗が増えて欲しいといった回答が2割を超えていて最も多い状況です。

今後も協賛店舗を増やしていく必要がございますので、機会をとらえまして、パパ・ママ応援ショップ事業の広報などによりまして、新規店舗開拓に御協力をお願いしたいと思っております。

また紙カードにつきましては、原則LINEを利用できない方に限り、例外的に配布していただくようお願いをしているところです。

カードの配布方法等の詳細な内容につきましては、以前お送りしておりますQ&Aなどを御確認いただくとともに、引き続き、本事業の適切な運用に御協力をお願いいたしたいと思っております。

続きまして、赤ちゃんの駅について説明させていただきます。

スライドで言うと、子育て支援パスポート事業について②のページです。

赤ちゃんの駅とは、誰でも自由におむつ替えですか授乳ができるスペースの愛称です。

県では、多くの事業者様のご協力のもと、広く県内に赤ちゃんの駅の登録を進めていて、乳幼児を持つ、子育て中のご家族が安心して外出できる環境づくりを進めております。

市町村の皆様におかれましては、例えば、所管する公共施設のうち、赤ちゃんの駅として、登録できそうだけれども未登録であるとか、そういった施設がある場合、ぜひ登録の手続きをお願いしたいと思っております。

また、出産した女性の中には、例えば入院中の小さく生まれた赤ちゃんのために搾乳して母乳を届けるなど、搾乳するスペースを必要とする方がいらっしゃいます。

県では必要な方が外出先でも安心して搾乳できるよう、搾乳できる場所に、搾乳でも利用可能である旨の表示を進めております。

市町村の各施設において搾乳ができる場所の入口に、搾乳もできますなどの表示をお願いしたいと思っております。

子育て支援パスポート事業への御協力いつもありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

#### 議題(4)放課後児童対策について

##### こども支援課 放課後児童クラブ担当 新田主幹から説明

放課後児童対策について説明をさせていただきます。

先般、令和7年7月29日に、放課後児童クラブの実施状況調査の結果速報値が示されたところです。

全国的にも、登録児童数支援単位数は増加しており、一方で利用できなかった児童、一番下のところになりますが、待機児童については、前年度比としては減少という形になっております。

次のページを御覧ください。

こちらが各都道府県における状況です。

例年12月の確定値のときに公表されていたものでございますが、今年度については、7月の速報値の時点から都道府県別のデータが示されたという状況になっております。

埼玉県につきましては、登録児童数が85,937人で、前年度比3,150人の増、待機児童につきましては1,682人と、昨年度と比べて450人の減という状況になっております。

ひとえに市町村の皆様が整備を進めていただいた結果だと思っております。この場を借りて御礼申し上げます。

待機児童が減ったところではございますが、昨年度同様、東京都に次いで2位という、あまりよくない結果となっていることも改めて御確認いただければなと思っております。

次のページを御覧ください。

一番下、四角のところですが、昨年度の調査結果として、令和6年5月の時点と令和6年10月の時点での待機児童の状況が記載されております。

全国的に見てもそうなのですが、令和6年の10月時点での待機児童数が半分になるというような状況で、こちらについては埼玉県においても同様の傾向でございます。

先般、本年度、令和7年10月1日時点での調査をお願いしたところでございますが、ただいま集計中で、概ね、待機児童数については750人程度になるかなと思っております。

5月1日時点での人数が1,600人からすると、半分以下になっているというのが現状です。

次のページを御覧ください。

こうしたことを踏まえて、待機児童の数が年度当初と長期休業明けで大幅に減少するというところから、待機児童解消のためには、長期休業中の預かり場所を増やすことが重要と考えております。今年度夏には、県内市町村で実施している夏の取組について見学会を実施させていただいたところです。

長期休業限定の放課後児童対策の取組見学会の概要については、下の表のとおりでございます。今回は所沢市と鴻巣市にご協力をいただきまして、放課後児童対策の長期休業中の取組を見させていただくとともに、運営を委託されております事業者の方にもご参加いただきながら、活発な意見交換をさせていただいたところです。

御参加いただいた市町村の方へは、アンケート調査をさせていただいたところで、この後、この会議終了後、明日以降に、その結果は改めて送らせていただこうと思っております。

また、今回御参加されなかった市町村の方においてご興味があるようでしたら、何なりとお申しつけいただければ、情報提供できると思っております。

## 議題(5)保育人材確保事業について

### こども支援課 保育・人材確保担当 菅野主査から説明

県が実施する保育人材確保事業につきまして、ぜひ来年度予算に向けた御検討をお願いしたいというお話をさせていただければと思います。

資料5は、本年度の保育人材確保事業の一覧となっております。

保育士確保・定着につきましては、県としても重要課題ということで、令和7年度の当初予算においても予算額は増額をさせていただくとともに、新たな支援制度も追加して、(1)保育士の復帰復職のサポートとして、県内の保育所で働く保育士さんが自らのことを保育所等に預ける際の保育料について、1年間保育料の半額を貸付けるという、既存の国の制度がもともとあったのですけれども、その貸付期間を県独自に保育無償化の対象になるまで拡大するという事業を新たに始めさせていただいている。

こちらの(1)も加えさせていただきまして、この一覧の、(1)から(4)までは他県はない埼玉県独自の取組となっておりまして、多様な支援制度という点では、他県と比べても充実してきているのではないかというふうに考えております。

この(1)から(4)が県独自の事業なのですけれども、皆様に予算化に向けた検討をお願いしたい、または、実施に向けて予算化が必要な事業といたしましては、(2)の保育士確保の推進のうち新規拡充内容という枠で囲まれております、新卒保育士への就職準備金、(3)の保育士の奨学金返済支援(4)保育士の宿舎借上補助がございます。

今回につきましては、その中で、(2)の新卒保育士への就職準備金について、令和7年度から拡充をさせていただいた予算でもございますので、御説明をさせていただければと思います。

次のページです。

こちらの事業ですが、新卒保育士を採用する県内の私立の保育所等に対して、実施主体である埼玉県社会福祉協議会が就職準備金として20万円、または30万円を貸し付け、お金を受け取った保育士が20万円なら2年間、30万円なら3年間勤務された場合、この返還を免除するというものです。

これに加えて、県外に住まわっていた方が就職に伴って埼玉県内に転居いただいた場合には、転居加算ということで、先ほどの20万円または30万円に加えて、さらに10万円を加算させていただくという制度です。

令和7年度からは赤字部分の30万円のコースと、転居加算10万円を新たに拡充させていただきました。

青い枠の表にもございますが、負担割合についてです。

負担割合は県が4分の3、市町村または事業者が4分の1という負担割合になっています。

このため、市町村の皆様に御参加いただければ、その市町村域内の対象施設は負担なしでこの制度を活用できるということになります。

資料中央の施策効果というところを御覧いただければと思います。

この事業は令和元年度から開始した事業でございまして、これまでおよそ1,700人に貸し付けを行って参りました。

その貸付者のうち途中でやめてしまったとか、県外に転職してしまったなどの理由で返還となつたものの割合は15.3%となっています。

これに対し、県内で採用された保育士に占める2年以内の離職率は36.6%であることから、この差分につきましては、この事業の離職防止に対する施策効果として出てきていると、県として考えているところです。

このため、県としては、この事業を活用する事業者様を随時拡大していきたいと考えているところでございますが、そのためには市町村の皆様の御協力が必要不可欠でございまして、現在左下の地図の方も御覧いただければと思いますけれども、各市町村の予算化の状況は御覧のとおりで、まだまだ拡大の余地はあるのだろうというふうに考えているところです。

つきましては、今回の会議を契機に、是非来年度、再来年度の予算化に向けて御検討いただけま

すと幸いです。

## 議題(6)埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例改正 こども支援課 保育政策担当 石川主査から説明

資料 6 を御覧ください。

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正について御説明をいたします。

改正の経緯としては、令和 7 年 4 月に児童福祉法などの一部を改正する法律が成立し、保育所や認定こども園などの職員による虐待通告義務が規定されました。

法改正にあわせ、幼保連携型認定こども園に係る国の基準が改正され、新たに虐待等の禁止に係る規定が追加されました。

それに伴い、県の条例に虐待等の禁止の規定を追加する必要があることから、改正を行うものとなります。

条例案は今年の 12 月定例会に提出する予定で事務を進めております。

改正案の内容ですが、資料にも記載がありますように、1 つ、条例第七条に虐待等の禁止の条文を追加いたします。

次に第 7 条が途中に追加しますので、現行条例の第 7 条から第 15 条が条ずれいたします。

こちらに関する影響はあまりないかなと思いますけども、各市町村におきまして埼玉県の条例を参照している場合は条ずれしている可能性がありますので、御確認いただければと思います。

最後に施行日につきましては、公布日からとしており、12 月定例会に提出し、12 月定例会で議決される場合、その日が公布日となります。

## 議題(7)子ども・子育て支援事業計画の変更等について

### こども政策課 政策推進担当 藏重主査から説明

資料 7、子ども・子育て支援事業計画の変更等について御覧ください。

こども家庭庁成育局保育政策課令和 7 年 9 月 16 日付事務連絡について、こども家庭庁から各自治体宛に送付されておりますが、事務連絡には乳児等通園支援事業の創設及び乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針が改正されるとあります。

それにより、こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画を変更するよう示されております。

市町村子ども・子育て支援事業計画を変更または代用計画を策定する場合は、子ども・子育て支援法第 61 条第 9 項に基づき、県に協議が必要となります。

代用計画の取り扱いについてこども家庭庁に確認しましたところ、代用計画も県への協議が必要となるということでしたので、御注意ください。

手続き方法は、埼玉県子ども・子育て支援法に基づく利用定員届出等事務処理要綱のとおりとなります。要綱に則り、計画の変更または代用計画を策定する 2 か月前までに県に協議くださいますようお願いいたします。

諸事情により 2 か月前までに県への協議が難しい場合は、必ず事前に御相談ください。

なお、こども家庭庁の事務連絡には策定した市町村子ども・子育て支援事業計画または代用計画については、令和 8 年 3 月ごろに調査を依頼し、取りまとめる予定であるため、御留意ください。

次のページです。こちらは配布していないのですが、こども家庭庁からの事務連絡を抜粋したものになります。

基本指針及びこども家庭庁の令和 7 年 9 月 16 日付事務連絡において市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項に、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること、また、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけることとなります。

次のページです。こちらも事務連絡の抜粋になりますが、こども家庭庁成育局保育政策課から令和 6 年 12 月 27 日付事務連絡と令和 7 年 10 月 3 日付事務連絡でそれぞれ代用計画の様式などが示されておりますので、参考にしてください。

次のページです。事前に資料は配付しておりませんが、満三歳以上限定小規模保育事業に関する計画変更についてお話をさせていただきます。

令和7年4月公布の改正児童福祉法に規定された満三歳以上限定小規模保育事業が令和8年4月1日に施行されまして、基本指針などが改正されました。

市町村子ども・子育て支援事業計画に基本指針の基本的記載事項が入っていない場合、計画の変更または代用計画の策定が必要となります。

なお、こども家庭庁のQ&Aにも記載がありますとおり、必要利用定員総数が「0」の場合も「0」と計画に記載する必要がありますので、御注意ください。

なお、こども家庭庁成育局保育政策課の令和7年10月15日付事務連絡にて、改正法の施行期日が令和8年4月1日であるため、同日に間に合うように代用計画を策定することあるため、計画変更、代用計画の策定時期には御注意ください。

また、同事務連絡にて、満三歳以上限定小規模保育事業についても、計画の変更内容または代用計画の内容について、令和8年3月ごろに調査予定であるとされているので、御留意ください。

現在満三歳以上限定小規模保育事業に関する計画への記載等について各市町村に照会をさせていただいている。

回答様式を途中で変更したため、ご負担をおかけし誠に申し訳ありませんが、回答期限が10月30日ですので、未回答の市町村におかれましては、期限内に回答くださいますよう、御協力お願いいたします。

## 議題10 その他

### (1)「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」について

#### こども支援課 こどもの居場所担当 若林主幹から説明

朝のこどもの居場所づくりモデル事業について説明申し上げます。

共有画面を御覧ください。

まず画面、資料前段の補助事業の概要についてです。

当事業は子どもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により、保護者等が仕事等を変更せざるをえない状況になること、いわゆる「朝の小1の壁」解消に向けて、小学校等で子どもを預かる「朝のこどもの居場所」づくりモデル事業を実施する市町村に対して予算の範囲内で補助金を交付するものです。

実施期間は令和7年度、8年度の2年間を想定しております。

来年度については、先日照会した各市町村における朝の居場所づくりの実施見込みをもとに予算折衝していくますが、当課としては実施する方向で考えております。

令和8年度から新たに事業を開始する市町村も対象にしたいと考えてありますが、対象とできるかどうかは今後の予算折衝の調整次第となりますため、御承知おき願います。

補助内容は見守りを実施するものの人件費、環境整備のための経費、またこれらを委託する場合の委託費などとなっております。

補助基準額は1か所当たり200万円で、こちらを上限に補助所要額の3分の2を県が負担しております。

続いて資料後段の今年度の実施状況についてです。

現在一覧表にございますとおり、4市町で実施または今後実施する予定です。

簡単に各項目を説明します。

実施場所は小学校に隣接する生涯学習施設や、小学校内外の放課後児童クラブで、予定を含め各自治体1から4か所で行っております。

実施時期は志木市が今年の6月から開始しております、その他の市町も10月以降に順次実施ないし実施予定ということになっております。

運営団体につきましては、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、また人材派遣になりますが、シルバーパートナーセンターなどとなっております。

開所時間は7時から8時、開所頻度は週5日もしくは利用者がいる場合のみで実施しております。

また、一部自治体で夏休み冬休みなど長期休業中も実施しています。

実施場所に配置する見守り員は 2 名から 3 名で、いずれも資格要件は設けておりません。  
利用要件として一部自治体で学年や保護者の就労状況などを設けております。  
また、利用料の徴収も一部自治体で行っているところです。  
なお、こちらの朝のこどもの居場所づくりについて、各市町村の来年度の実施予定を先日照会し、  
すでに回答いただいたところですが、今後新たに追加で実施することとなった場合は、隨時こども  
支援課こどもの居場所担当まで情報提供いただくようにお願いいたします。

#### 4 閉会